

## 非農地証明に必要な添付書類一覧表兼チェック表

願出人

チェック欄に✓点(☑)を記入してください。不要な項目は斜線(☒)を記入してください。  
この一覧表を申請書類の上に添付して提出してください。

No.	書類の種類	書類の内容	備考	チェック	
				申請者	農委
1	証明願	2部	本人申請の場合、連絡先を明記のこと。		
2	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。			
3	相続関係系図		相続後未登記の場合		
4	戸籍謄本				
5	除籍謄本				
6	相続放棄申述受理謄本等				
7	住民票		住所変更後で未登記の場合		
8	戸籍謄本等		氏の変更後で未登記の場合		
9	位置図	住宅地図等	現地がわかるもの		
10	公図写し	申請地及び隣接地の地目、地番、地積、所有者氏名を表示すること。なお、次例の証明がなされていること。 (証明例) この公図写しは宇都宮地方法務局〇〇支局備付け公図(公図番号〇〇)を謄写したものに相違ありません。 〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所氏名(印)			
11	現況土地利用図	縮尺1/200～1/300程度のもので、申請地を朱線により特定し、建物・施設の配置・形状等が具体的に明らかにされた図面	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面		
12	航空写真	20年以上前に撮影されたもので、証明がなされているもの			
13	家屋評価証明書	建物等の建築年次が記載されているもの	建物等が設置され、固定資産税が課税されている場合		
14	建物登記簿		建物等が登記されている場合		
15	委任状		代理人申請の場合		
16	法人の登記事項証明書		申請人が法人の場合		
17	法人の定款、寄付行為又は規約の写し				

- ※1 証明願受付の締切は毎月10日です。(閉庁日の場合はその前日)  
 2 証明の交付を受けようとする者は、原則として願出地の所有者です。  
 3 添付書類の提出部数は1部です。証明や押印のあるものは、原本を提出してください。原本還付を請求する場合は原本を確認のうえ還付しますので、原本とあわせ写しを提出のうえ対象番号を○で囲んでください。なお、航空写真については、現地確認後に還付します。  
 4 証明できるのは、人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるものに限りです。  
 5 「20年以上経過」については、過去に当該土地が農地であることを前提とした処分(農地法第3条第1項の許可、経営基盤強化促進法に基づく利用権設定、農地法第36条第1項に基づく売渡、一時転用許可等)が行われたものについては、原則としてそれ以降の期間について非農地の期間を算定します。  
 6 書類不備等の場合は、翌月以降に先送りになることがあります。  
 7 必要に応じ、上記以外の書類を求め場合があります。  
 8 農振農用地区域内にある農地は、農振除外後でなければ証明願を受け付けることができません。  
 9 経営移譲対象農地の場合、移譲年金が停止となる場合があります。また、贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予対象農地の場合、猶予措置が解除となる場合があります。  
 10 追って現地調査の日程をお知らせします。現地には申請地の範囲が特定できるよう、境界杭等を打設しておいてください。